

平成30年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2月15日)

平成30年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成30年2月15日

午前10時 開議

1 出席議員

| | |
|-------|----|
| 太田克彦 | 議員 |
| 亀田優子 | 議員 |
| 近藤恒史 | 議員 |
| 田島祥充 | 議員 |
| 馬場哉 | 議員 |
| 藤本英樹 | 議員 |
| 岩田剛 | 議員 |
| 岡田久雄 | 議員 |
| 一瀬裕子 | 議員 |
| 上原敏 | 議員 |
| 熊谷佐和美 | 議員 |
| 西良倫 | 議員 |
| 信貴惠太 | 議員 |
| 松本義裕 | 議員 |
| 秋月新治 | 議員 |
| 池田輝彦 | 議員 |
| 岡本里美 | 議員 |
| 荻原豊久 | 議員 |
| 真田敦史 | 議員 |
| 鳥居進 | 議員 |
| 山崎恭一 | 議員 |
| 渡辺俊三 | 議員 |

2 説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 山本正 | 管理者 |
| 奥田敏晴 | 副管理者 |
| 堀口文昭 | 副管理者 |
| 信貴康孝 | 副管理者 |
| 西谷信夫 | 副管理者 |
| 汐見明男 | 副管理者 |
| 竹内啓雄 | 専任副管理者 |
| 野田浩靖 | 事業部長 |
| 栗山淳彦 | 施設部長 |
| 越智広志 | 安全推進室長 |

| | |
|-------|----------------|
| 伊庭利夫 | 会計管理者 |
| 杉崎雅俊 | 事業部理事 |
| 福西博 | 施設部次長 |
| 川島修啓 | 施設部次長 |
| 別所尚紀 | 総務課長 |
| 橋本哲也 | 財政課長 |
| 花畑久仁浩 | 業務課長 |
| 池本篤史 | 施設課長 |
| 田中真宏 | 新折居清掃工場建設推進課長 |
| 岡輝臣 | リサイクルセンター長谷山所長 |
| 山田達也 | エコ・ポート長谷山所長 |
| 山内皇太郎 | クリーンピア沢所長 |
| 親見善人 | グリーンヒル三郷山所長 |

3 職務のため議場に出席した職員

| | |
|------|---------|
| 木下敦 | 議会事務局長 |
| 福山哲之 | 財政課課長補佐 |

4 議事日程

| | |
|---------------|--|
| 日程第 1 | 諸報告について |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | 会期の決定について |
| 日程第 4 議案第 1 号 | 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第 5 議案第 2 号 | 平成 29 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 議案第 3 号 | 平成 30 年度城南衛生管理組合一般会計予算 |
| 日程第 7 | 休会について |

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 7

午前 9 時 58 分 開会

○真田敦史議長 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立をいたしました。

これより平成 30 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○真田敦史議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、太田克彦議員、鳥居進議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○真田敦史議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの42日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は42日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、平成30年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ただ今議題となりました、議案第1号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及

び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

お手元、議案第1号参考資料をご参照お願い申し上げます。

本案は、折居清掃工場の更新、クリーンピア沢の処理方式の変更等に伴い、所要の改正を行うため提案いたすものでございます。

改正の内容ですが、まず、折居清掃工場であります。老朽化に伴い、かねてより更新事業を進めておりましたが、完成の運びとなり、本年4月からの稼働を予定いたしております。新しい工場につきましては、名称をクリーンパーク折居とし、基準能力につきましては、この間のごみ減量の取り組みを反映し、現工場の2分の1である1日115tに変更するものです。

次に、クリーンピア沢であります。これまで搬入されたし尿及び浄化槽汚泥について、組合施設で処理を行っておりましたが、下水道の普及に伴うし尿等の処理量の減少により、効率的な運営を行うため、本年4月より、希釈した後、公共下水道へ排水することとしております。一般廃棄物処理施設としては休止とし、今後は下水道へ排水することから、基準能力を記載しないものであります。

また、エコ・ポート長谷山につきましては、設備機器の更新により、基準能力を変更するものであります。

条例の施行期日につきましては、本年4月1日といたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

第1号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)

○真田敦史議長 日程第5、議案第2号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第2号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、毎年度この時期に行っております歳入歳出の増減調整により、市町分担金を精算するものであり、歳入では、ごみ処理手数料及び資源化物等の売払収入及び発電収入などの増減調整や、平成28年度決算剰余金を追加計上し、歳出では、事業の執行過程に伴います契約減など、年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金については、1億6,334万8,000円の減額となっております。

補正額は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,152万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ75億2,828万2,000円といたすものでございます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案第2号参考資料によりまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1枚目、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の増加などにより、1,593万3,000円を増額いたしております。

次に、財産収入では、アルミ、ペットボトルなどの資源化物の売却単価が上昇いたしておりますことなどにより、合計では2,067万1,000円を増額しております。

次に、中段繰越金でございますが、平成28年度決算剰余金について、8,037万9,000円を計上いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、物件費では、各工場の修繕料や各種委託料等の入札による契約減など効率的な執行に努めましたことにより、合計では4,052万4,000円の減額となっております。

次に、普通建設事業費では、各工場の改修整備工事の契約減など、合計では5,367万5,000円の減額となっております。

最後に、積立金では財政調整基金積立金として、4,019万円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、平成28年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

以上の要因によりまして、歳出総額としては、6,152万5,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額1億6,334万8,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、精算するものでございます。

以上が、補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第2号として補正

予算を編成いたしております。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

第2号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算

○真田敦史議長 次に、日程第6、議案第3号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第3号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度の予算を編成するに当たりましては、別冊の議案第3号参考資料、平成30年度当初予算案の概要、1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます、安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、更なる循環型社会の構築の3つの方針のもと、安心安全かつ安定的な廃棄物処理事業を継続するため、新しい折居清掃工場の稼働や、し尿等下水道排水の開始による事業形態の転換を踏まえ、簡素で効率的な組織を確立するとともに、技術継承、人材育成等により、組織力強化に努めることや、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と協同して、さらなるごみの適正処理・減量・再資源化事業を推進することなど、7つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしましたところでございます。

限られた予算を有効に活用するため、事業の必要性等进行评估し、安定した廃棄物処理

事業を持続していくために必要な事業に重点配分するとともに、選択と集中の徹底により、効率的で実効性の高い予算といたしております。

平成30年度の予算の特徴といたしましては、新しい折居清掃工場が完成することにより、建設事業費が30億2,774万1,000円と大きく減額しております。

また、公債費について、平成26年度債のリサイクルセンター長谷山建設事業債の元金償還が開始することなどにより、1億479万3,000円増加いたしましたことや、リサイクルセンター長谷山につきまして、稼働4年目を迎え、定期点検工事費など維持管理経費が7,418万1,000円増加いたしましたことなどの増額要因がございました。

一方、クリーンピア沢につきましては、下水道排水に向けての改修工事の完了によりまして、6,790万2,000円減少いたしましたこと、新折居清掃工場につきましては、長期包括運営委託によりまして運営することから、定期点検整備工事など維持管理に係る経費の減少により、8,482万3,000円減少いたしましたことなどの減少要因によりまして、平成30年度歳入歳出の予算総額は、45億9,388万1,000円で、前年度比較で39.5%、29億9,592万6,000円の減少となっております。

また、事業費を賄います市町分担金は、34億463万4,000円で、前年度比較で11.6%、4億4,870万6,000円の減少となっております。

議案参考資料16ページ、事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台の分担金規模で推移しておりましたが、近年については、おおむね30億円台の前半で推移しており、これまで取り組んでまいりました行財政改革の累積効果が一定寄与されたものとなっております。

以上の内容につきまして、平成30年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり、編成をいたしたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、田島祥充議員、藤本英樹議員、岡田久雄議員、一瀬裕子議員、上原敏議員、松本義裕議員、秋月新治議員、荻原豊久議員、山崎恭一議員、渡辺俊三議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

予算特別委員の皆さんは1階D会議室にお集まりください。

午前10時15分 休憩

午前10時24分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には荻原豊久議員が、副委員長には藤本英樹議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第7 休会について

○真田敦史議長 次に、日程第7、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月16日から3月27日までの40日間を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、2月16日から3月27日までの40日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは3月5日午後5時までとなっておりますので、ご承知を願います。

今回は3月28日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議 員 太田 克彦

議 員 鳥居 進

第2号

(3月28日)

平成30年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成30年3月28日

午前10時 開議

1 出席議員

| | |
|-------|----|
| 太田克彦 | 議員 |
| 亀田優子 | 議員 |
| 近藤恒史 | 議員 |
| 田島祥充 | 議員 |
| 馬場 哉 | 議員 |
| 藤本英樹 | 議員 |
| 岡田久雄 | 議員 |
| 一瀬裕子 | 議員 |
| 上原 敏 | 議員 |
| 熊谷佐和美 | 議員 |
| 西 良倫 | 議員 |
| 信貴惠太 | 議員 |
| 松本義裕 | 議員 |
| 秋月新治 | 議員 |
| 池田輝彦 | 議員 |
| 岡本里美 | 議員 |
| 荻原豊久 | 議員 |
| 真田敦史 | 議員 |
| 鳥居 進 | 議員 |
| 山崎恭一 | 議員 |
| 渡辺俊三 | 議員 |

欠席議員 岩田 剛 議員

2 説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 山本 正 | 管理者 |
| 奥田敏晴 | 副管理者 |
| 堀口文昭 | 副管理者 |
| 信貴康孝 | 副管理者 |
| 西谷信夫 | 副管理者 |
| 汐見明男 | 副管理者 |
| 竹内啓雄 | 専任副管理者 |
| 野田浩靖 | 事業部長 |
| 栗山淳彦 | 施設部長 |

| | |
|---------|----------------|
| 越 智 広 志 | 安全推進室長 |
| 伊 庭 利 夫 | 会計管理者 |
| 杉 崎 雅 俊 | 事業部理事 |
| 福 西 博 | 施設部次長 |
| 川 島 修 啓 | 施設部次長 |
| 別 所 尚 紀 | 総務課長 |
| 橋 本 哲 也 | 財政課長 |
| 花 畑 久仁浩 | 業務課長 |
| 池 本 篤 史 | 施設課長 |
| 田 中 真 宏 | 新折居清掃工場建設推進課長 |
| 岡 輝 臣 | リサイクルセンター長谷山所長 |
| 山 田 達 也 | エコ・ポート長谷山所長 |
| 山 内 皇太郎 | クリーンピア沢所長 |
| 親 見 善 人 | グリーンヒル三郷山所長 |

3 職務のため議場に出席した職員

| | |
|---------|---------|
| 木 下 敦 | 議会事務局長 |
| 福 山 哲 之 | 財政課課長補佐 |

4 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 諸報告について |
| 日程第 2 | 議案第 3号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 4号 城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する 条例を制定するについて |
| 日程第 4 | 議案第 5号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例を制定するについて |
| 日程第 5 | 議案第 6号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条 例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第 6 | 議案第 7号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の 一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第 7 | 閉会中継続調査の申し出について |

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第7

午前10時00分開議

○真田敦史議長 おはようございます。

会議前に、ご報告をいたします。

岩田議員より、欠席の届けが出ておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席議員数は21名でございます。既に定足数に達しておりますので、これより平成30年2月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果2件につきまして、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おきお願いいたします。

日程第2 議案第3号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算

○真田敦史議長 次に、日程第2、議案第3号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

荻原豊久予算特別委員会委員長。

○荻原豊久議員（登壇） ただ今議題となりました議案第3号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月15日の本会議において設置をされ、平成30年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、荻原が、副委員長には藤本英樹議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月23日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長、各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。

その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括して、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第3号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして第3号議案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会では出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう、切に希望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

また、あわせて、藤本副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○真田敦史議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

第3号議案は、委員長の報告どおり、原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり、可決されました。

日程第3 議案第4号 城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第3、議案第4号、城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

ただ今議題となりました議案第4号、城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第4号参考資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、これまで鋭意進めてまいりました行財政改革による事務事業の見直し及び今

後も簡素で効率的な運営を実施するための必要人員数を踏まえたものとする中で、本組合の職員定数を改正するため、提案いたすものでございます。

改正内容でございますが、管理者の事務部局の職員の定数について、現行142人を99人に改定を行うものでございます。

なお、前回改正の平成19年度以降の職員数の推移については、最下段に記載のとおりとなっております。

以上、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。山崎議員。

○山崎恭一議員（登壇） 議案第4号、職員定数条例一部改正案について、質疑をさせていただきます。

城南衛生管理組合は、2013年から2014年にかけて、基準値を超えるダイオキシンを検出しながら4年間公表しなかった問題や、折居清掃工場の基準値超えの排ガスを5時間放出しながら、データを改ざんした問題、2013年の9月には、廃棄物埋立処分地での排水処理変更を7年間届けずに違法処理をし続けた問題、2014年1月には、し尿処理料の誤徴収が明らかになるなど、数々の不祥事が相次いだ時期がありました。

これらの事件の背景には、2007年には143人だった職員体制を、6年間で89人にまで急激に減らしてしまったことによる、技術継承に支障が起きた、急激な人数削減が職場の意欲にもかかわったのではないかと、職場モラルの低下にもつながったのではないかと指摘がありました。

組合は、安全への意識を根本から変え、再発防止のルールや仕組みをつくりかえたいと述べて、安全管理体制や、職員研修体制を強化しました。その一環として、職員体制を100人へと強化をしました。高い技術と高い倫理観を築いて維持していくのに過度な職員削減を進めるだけではなく、一定の職員体制が必要だという認識が示されたのですが、こうした認識は現在も変わっていませんか。

また、2014年以来維持してきた100人体制が、定数条例は100人ですが、2010年からの予定では92人へと減少させようとしています。その要因についてご説明ください。

○真田敦史議長 野田部長。

○野田浩靖事業部長 この間、提案させていただいております今回の提案でございますけれども、これまで推進してまいりました行財政改革等による事業の見直しや、平成30年度に大きな事業転換を行うことによりまして、簡素で効率的な組織体制の定数をお示しさせていただいたものでございます。なお、当組合といたしましても、折居清掃工場の事案発生を踏まえ、コンプライアンスの醸成と職員意識の改革を考え、安全推進室を設置したところでございますので、この間の当組合といたしましても認識は当時のものと変わっていないというふうに考えているところでございます。

また、職員の人材育成につきましては、喫緊の課題であると考えておりますことから、長谷山エリアを技術継承の拠点としてまいりましたが、この平成30年度におきましては、新たに職員の人材育成を所掌する機能を充実してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この定数の変更につきましては、やはり今回の折居清掃工場のDBOによるものであると考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○真田敦史議長 山崎議員。

○山崎恭一議員 条例による職員定数100人、また、実質的に来年度は92人体制という提案の背景には、ご答弁にもありましたように、中心的な現場業務の多くをPFI、DBOや外部委託方式で行うことが前提になっています。廃棄物処理や環境問題に関する知見や技術は日進月歩です。そもそも、私たちの近代社会のライフスタイルそのものを大きく見直す必要があるとまで話は広がっている中で、この中で、大幅な外部委託を続けられることが、環境のプロとしての職員の専門性が損なわれたり、十分に発展させられないという心配はないのでしょうか。

○真田敦史議長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 この間につきまして、私どもの方といたしましてもやはり人材育成につきまして、非常に大変喫緊の課題であるという認識は先ほども申しましたとおりでございます。この間、やはり職員につきましても、新たに新規採用職員をできるだけ採用させていただくようにいたしまして、技術の継承を順次行ってきているところでございます。なお、今年度につきましては、先ほど申しましたように、長谷山エリアにおきまして、そういう人材育成の所掌の機能を充実してまいります。職員の技術力の向上のためにも、長期の派遣、短期の派遣等も行いまして、できるだけ職員の技術を育成してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○真田敦史議長 山崎議員。

○山崎恭一議員 当組合としては、あまり思い出したくない話まで持ち出して恐縮ですが、私どもはやっぱりあの事件、その教訓というものは忘れてはならないと思うことで、老婆心ながら、ご質問させていただきました。

今回の定数条例の一部改正案は、現行職員体制の追認というか、実態に合わせた条例変更というものでありまして、殊さら職員の削減を行うものではありません。職員定数削減の過度の推進が引き起こした過去の経験なども十分に配慮して、高い技術力と環境のプロとしての高い意識をさらに育て、維持をされていくことを求めて、質疑を終わります。

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。
これより議案第4号を採決いたします。
議案第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり、可決されました。

日程第4 議案第5号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第4、議案第5号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第5号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。
お手元の議案第5号参考資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、当組合職員の給与について、平成29年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、議案参考資料の1枚目、2の改正内容に記載のとおり、1つ目には、平成29年度の給与改定でございます。若年層に重点を置きまして、平成29年4月1日に遡及して、給料表の水準を平均0.2%の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、2枚目②のとおり、勤勉手当の支給月数を年間0.1月分引き上げることとし、平成29年度については、12月期の支給月数0.85月を0.95月に引き上げ、平成30年度以降につきましては、6月期と12月期の勤勉手当に均等配分し、それぞれ0.9月といたすものでございます。

また、再任用職員の勤勉手当につきましては、年間で0.05月分引き上げるものでございます。

2つ目につきましては、その他給与制度の改正でございます。表のとおり、交通用具使用者に係る通勤手当につきまして、支給要件を見直す一方で、職員の通勤の実情と近

年のガソリン価格の変動等を踏まえまして、距離別加算額の引き上げを行うものでございます。

資料3枚目に、参考としまして、これまでの給与適正化の取り組みにつきまして、平成16年度からの経過をまとめております。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり、可決されました。

日程第5 議案第6号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第5、議案第6号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第6号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第6号参考資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、平成29年度については、12月期の支給月数1.7月を1.75月に引き上げ、平成30年度以降につきましては、6月期と12月期の期末手当に配分し、6月期は1.575月、12月期は1.725月といたすものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり、可決されました。

日程第6 議案第7号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第6、議案第7号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第7号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第7号参考資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、一般職員の退職手当について、国家公務員の退職手当支給水準の見直しに準じ、支給率の引き下げなど、所要の改正をするため提案いたすものでございます。

改正の内容でございますが、退職手当の支給率を定めております別表の改正をするもので、既に改正された国家公務員と同様といたすものでございます。これにより、参考

資料に記載のとおり、最大支給率は現行の49.59から47.709となるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日といたしております。

なお、今回の改正につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意に達した内容となっております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり、可決されました。

日程第7 閉会中継続調査について

○真田敦史議長 次に、日程第7、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成30年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。
なお、閉会に当たりまして管理者からご挨拶がありますので、しばらくお待ち願います。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） 平成30年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、ただ今ご可決いただきました平成30年度一般会計予算をはじめ、本日提案させていただきました議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

平成30年度は、クリーンパーク折居の稼働やし尿等の下水道排水を開始するとともに、各施設の機能維持を目的とした計画的な整備を実施し、安定した廃棄物の処理を継続することとしております。

また、あわせて、地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みをとめることなく、今後も創意工夫と徹底した事業の見直しを行い、効率的な組合運営に努めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と協同し、安心安全な廃棄物処理事業の遂行を通じて、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様の信頼と期待に応えられますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○真田敦史議長 ありがとうございました。

なお、事務局から組合例規集のCD-ROM版を同封いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議員 太田 克彦

議員 鳥居 進

議案第1号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年2月15日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例（案）
城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（平成14年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第 20 条 第 1 項 の 表 クリーンプピア沢 の 項 中

「

| |
|-------------|
| 115 K L / 日 |
|-------------|

 」 を 「

| |
|---|
| — |
|---|

 」 に 改 め 、 同 表 エ コ

・ ポ ー ト 長 谷 山 の 項 中

「

| |
|----------|
| 43 t / 日 |
|----------|

 」 を 「

| |
|----------|
| 46 t / 日 |
|----------|

 」 に 改 め 、 同 表 折 居

清 掃 工 場 の 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

| | | |
|-------------------|-------------------------------|-----------|
| ク リ ー ン パ ー ク 折 居 | 京 都 府 宇 治 市 宇 治 折 居 18 番 地 | 115 t / 日 |
|-------------------|-------------------------------|-----------|

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

提 案 理 由

折 居 清 掃 工 場 の 更 新 、 ク リ ー ン ピ ア 沢 の 処 理 方 式 の 変 更 等 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま す 。

議案第4号

城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する
条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する条例
を、次のとおり定めるものとする。

平成30年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員定数条例の一部を改正する
条例（案）

城南衛生管理組合職員定数条例（昭和37年城南衛生
管理組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「142人」を「99人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

事務事業の見直しに伴い、職員定数の改定を行うため
、本案を提案するものであります。

議案第5号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭
和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次
のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の85」を
「100分の95」に改め、同項第2号中「100分
の40」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

| 職員の 区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|------------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用 職員以 外の職 員 | 1 | 142,600 | 192,700 | 228,900 | 262,000 | 288,000 | 318,500 | 362,300 |
| | 2 | 143,700 | 194,500 | 230,500 | 263,900 | 290,200 | 320,700 | 364,900 |
| | 3 | 144,900 | 196,300 | 232,000 | 265,700 | 292,500 | 323,000 | 367,400 |
| | 4 | 146,000 | 198,100 | 233,600 | 267,800 | 294,600 | 325,200 | 370,000 |
| | 5 | 147,100 | 199,700 | 235,100 | 269,600 | 296,600 | 327,400 | 371,900 |
| | 6 | 148,200 | 201,500 | 236,800 | 271,500 | 298,900 | 329,400 | 374,400 |
| | 7 | 149,300 | 203,300 | 238,300 | 273,400 | 301,200 | 331,600 | 376,700 |
| | 8 | 150,400 | 205,100 | 239,900 | 275,500 | 303,400 | 333,800 | 379,200 |
| | 9 | 151,500 | 206,800 | 241,200 | 277,600 | 305,400 | 335,800 | 381,700 |
| | 10 | 152,900 | 208,600 | 242,700 | 279,600 | 307,700 | 338,000 | 384,400 |
| | 11 | 154,200 | 210,400 | 244,300 | 281,700 | 309,900 | 340,000 | 387,000 |
| | 12 | 155,500 | 212,200 | 245,700 | 283,700 | 312,200 | 342,200 | 389,700 |
| | 13 | 156,800 | 213,600 | 247,200 | 285,700 | 314,300 | 344,000 | 392,100 |
| | 14 | 158,300 | 215,400 | 248,700 | 287,800 | 316,400 | 346,000 | 394,400 |
| | 15 | 159,800 | 217,100 | 250,000 | 289,800 | 318,600 | 348,100 | 396,600 |
| | 16 | 161,400 | 218,900 | 251,400 | 291,800 | 320,700 | 350,100 | 399,000 |
| | 17 | 162,700 | 220,600 | 252,900 | 293,700 | 322,700 | 351,800 | 400,800 |
| | 18 | 164,200 | 222,300 | 254,600 | 295,700 | 324,700 | 353,800 | 402,800 |
| | 19 | 165,700 | 223,900 | 256,300 | 297,800 | 326,700 | 355,600 | 404,700 |
| | 20 | 167,200 | 225,500 | 258,100 | 299,800 | 328,700 | 357,500 | 406,500 |
| | 21 | 168,600 | 227,000 | 259,700 | 301,800 | 330,500 | 359,500 | 408,400 |
| | 22 | 171,300 | 228,700 | 261,500 | 303,900 | 332,600 | 361,400 | 410,200 |
| | 23 | 173,900 | 230,300 | 263,200 | 305,900 | 334,600 | 363,400 | 412,000 |
| | 24 | 176,500 | 231,900 | 264,900 | 308,000 | 336,700 | 365,300 | 413,900 |
| | 25 | 179,200 | 233,100 | 266,900 | 309,700 | 338,100 | 367,300 | 415,700 |
| | 26 | 180,900 | 234,600 | 268,800 | 311,800 | 340,000 | 369,200 | 417,200 |
| | 27 | 182,600 | 236,000 | 270,600 | 313,800 | 341,900 | 371,200 | 418,700 |
| | 28 | 184,300 | 237,300 | 272,400 | 315,800 | 343,800 | 373,200 | 420,300 |
| | 29 | 185,800 | 238,600 | 274,100 | 317,600 | 345,500 | 374,700 | 421,900 |
| | 30 | 187,600 | 239,800 | 276,000 | 319,600 | 347,400 | 376,500 | 423,200 |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 31 | 189,400 | 240,800 | 277,900 | 321,700 | 349,300 | 378,300 | 424,500 |
| 32 | 191,100 | 242,000 | 279,600 | 323,800 | 351,100 | 379,900 | 425,700 |
| 33 | 192,700 | 243,300 | 281,200 | 325,100 | 353,000 | 381,700 | 426,900 |
| 34 | 194,200 | 244,500 | 283,100 | 327,100 | 354,800 | 383,100 | 428,200 |
| 35 | 195,700 | 245,700 | 284,900 | 329,000 | 356,600 | 384,600 | 429,500 |
| 36 | 197,200 | 247,000 | 286,800 | 331,100 | 358,300 | 386,200 | 430,700 |
| 37 | 198,500 | 247,900 | 288,400 | 333,000 | 359,700 | 387,600 | 431,900 |
| 38 | 199,800 | 249,300 | 290,100 | 334,900 | 361,000 | 388,800 | 432,700 |
| 39 | 201,100 | 250,700 | 291,900 | 336,900 | 362,400 | 390,000 | 433,500 |
| 40 | 202,400 | 252,200 | 293,700 | 338,800 | 363,800 | 391,100 | 434,300 |
| 41 | 203,700 | 253,600 | 295,300 | 340,700 | 365,100 | 392,200 | 434,900 |
| 42 | 205,000 | 255,000 | 297,000 | 342,600 | 366,000 | 393,400 | 435,600 |
| 43 | 206,300 | 256,400 | 298,500 | 344,400 | 367,100 | 394,600 | 436,300 |
| 44 | 207,600 | 257,700 | 300,100 | 346,300 | 368,200 | 395,700 | 437,000 |
| 45 | 208,800 | 258,900 | 301,700 | 347,800 | 369,000 | 396,400 | 437,800 |
| 46 | 210,100 | 260,200 | 303,400 | 349,200 | 369,900 | 397,100 | 438,600 |
| 47 | 211,400 | 261,600 | 305,000 | 350,700 | 370,800 | 397,800 | 439,000 |
| 48 | 212,700 | 262,900 | 306,700 | 352,200 | 371,700 | 398,500 | 439,700 |
| 49 | 213,800 | 264,100 | 307,700 | 353,800 | 372,600 | 399,100 | 440,200 |
| 50 | 214,900 | 265,200 | 309,200 | 354,600 | 373,400 | 399,700 | 440,600 |
| 51 | 215,900 | 266,500 | 310,700 | 355,800 | 374,200 | 400,200 | 441,000 |
| 52 | 217,000 | 267,800 | 312,300 | 356,800 | 375,000 | 400,600 | 441,400 |
| 53 | 218,100 | 268,800 | 313,900 | 357,700 | 375,700 | 401,000 | 441,800 |
| 54 | 219,100 | 269,900 | 315,500 | 358,800 | 376,400 | 401,300 | 442,200 |
| 55 | 220,000 | 271,200 | 317,100 | 359,700 | 377,100 | 401,600 | 442,600 |
| 56 | 221,000 | 272,500 | 318,600 | 360,800 | 377,800 | 401,900 | 442,900 |
| 57 | 221,500 | 273,500 | 320,100 | 361,700 | 378,300 | 402,200 | 443,200 |
| 58 | 222,400 | 274,500 | 321,300 | 362,400 | 378,900 | 402,500 | 443,600 |
| 59 | 223,200 | 275,400 | 322,500 | 363,100 | 379,500 | 402,800 | 443,900 |
| 60 | 224,100 | 276,500 | 323,700 | 363,800 | 380,200 | 403,100 | 444,200 |
| 61 | 224,800 | 277,600 | 324,400 | 364,200 | 380,600 | 403,400 | 444,500 |
| 62 | 225,800 | 278,600 | 325,300 | 364,800 | 381,300 | 403,700 | |
| 63 | 226,600 | 279,500 | 326,100 | 365,500 | 381,900 | 404,000 | |
| 64 | 227,500 | 280,500 | 326,900 | 366,200 | 382,500 | 404,300 | |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 65 | 228,200 | 281,100 | 327,800 | 366,500 | 382,900 | 404,600 | |
| 66 | 229,000 | 282,000 | 328,200 | 367,200 | 383,500 | 404,900 | |
| 67 | 229,900 | 282,700 | 328,900 | 367,900 | 384,100 | 405,200 | |
| 68 | 231,000 | 283,600 | 329,700 | 368,600 | 384,700 | 405,500 | |
| 69 | 231,700 | 284,600 | 330,500 | 368,900 | 385,100 | 405,700 | |
| 70 | 232,400 | 285,400 | 331,200 | 369,500 | 385,600 | 406,000 | |
| 71 | 233,000 | 286,200 | 331,900 | 370,200 | 386,100 | 406,300 | |
| 72 | 233,800 | 287,000 | 332,600 | 370,800 | 386,700 | 406,600 | |
| 73 | 234,600 | 287,800 | 333,100 | 371,100 | 387,000 | 406,800 | |
| 74 | 235,300 | 288,300 | 333,700 | 371,700 | 387,400 | 407,100 | |
| 75 | 236,000 | 288,700 | 334,200 | 372,400 | 387,800 | 407,400 | |
| 76 | 236,600 | 289,200 | 334,800 | 373,000 | 388,200 | 407,600 | |
| 77 | 237,300 | 289,300 | 335,100 | 373,400 | 388,500 | 407,800 | |
| 78 | 238,100 | 289,700 | 335,600 | 373,900 | 388,800 | 408,100 | |
| 79 | 238,900 | 289,900 | 336,000 | 374,500 | 389,100 | 408,400 | |
| 80 | 239,600 | 290,300 | 336,500 | 375,000 | 389,400 | 408,600 | |
| 81 | 240,200 | 290,500 | 336,900 | 375,500 | 389,600 | 408,800 | |
| 82 | 240,900 | 290,700 | 337,400 | 376,100 | 389,900 | 409,100 | |
| 83 | 241,600 | 291,100 | 337,900 | 376,600 | 390,200 | 409,400 | |
| 84 | 242,300 | 291,400 | 338,400 | 376,900 | 390,400 | 409,600 | |
| 85 | 242,900 | 291,700 | 338,700 | 377,300 | 390,600 | 409,800 | |
| 86 | 243,600 | 292,000 | 339,100 | 377,800 | 390,900 | | |
| 87 | 244,300 | 292,300 | 339,600 | 378,200 | 391,200 | | |
| 88 | 245,000 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,400 | | |
| 89 | 245,600 | 293,000 | 340,300 | 379,000 | 391,600 | | |
| 90 | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,500 | 391,900 | | |
| 91 | 246,400 | 293,700 | 341,200 | 379,900 | 392,200 | | |
| 92 | 246,800 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,400 | | |
| 93 | 247,100 | 294,200 | 341,800 | 380,600 | 392,600 | | |
| 94 | | 294,400 | 342,200 | 381,100 | | | |
| 95 | | 294,800 | 342,700 | 381,500 | | | |
| 96 | | 295,200 | 343,100 | 381,900 | | | |
| 97 | | 295,400 | 343,200 | 382,200 | | | |
| 98 | | 295,700 | 343,700 | 382,700 | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 99 | | 296,100 | 344,100 | 383,100 | | | |
| 100 | | 296,500 | 344,400 | 383,500 | | | |
| 101 | | 296,700 | 344,700 | 383,800 | | | |
| 102 | | 297,000 | 345,100 | | | | |
| 103 | | 297,400 | 345,500 | | | | |
| 104 | | 297,700 | 345,900 | | | | |
| 105 | | 297,900 | 346,400 | | | | |
| 106 | | 298,200 | 346,800 | | | | |
| 107 | | 298,600 | 347,200 | | | | |
| 108 | | 298,900 | 347,600 | | | | |
| 109 | | 299,100 | 348,100 | | | | |
| 110 | | 299,500 | 348,500 | | | | |
| 111 | | 299,900 | 348,800 | | | | |
| 112 | | 300,200 | 349,100 | | | | |
| 113 | | 300,300 | 349,600 | | | | |
| 114 | | 300,600 | 350,000 | | | | |
| 115 | | 300,900 | 350,300 | | | | |
| 116 | | 301,300 | 350,600 | | | | |
| 117 | | 301,500 | 351,100 | | | | |
| 118 | | 301,700 | 351,500 | | | | |
| 119 | | 302,000 | 351,800 | | | | |
| 120 | | 302,300 | 352,100 | | | | |
| 121 | | 302,700 | 352,600 | | | | |
| 122 | | 302,900 | | | | | |
| 123 | | 303,200 | | | | | |
| 124 | | 303,500 | | | | | |
| 125 | | 303,800 | | | | | |
| 再任用 職員 | 187,300 | 214,800 | 254,800 | 274,200 | 289,300 | 314,700 | 356,400 |

第 2 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条 第 1 項 第 1 号 中 「 5 0 0 メートル」を「 2 キロメートル」に改め、同項第 2 号 中 「前号の規定に

該当する職員及び自動車等」を「自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等」に、「500メートル」を「2キロメートル」に改め、同項第3号中「500メートル」を「2キロメートル」に改め、同条第2項第2号中「510円」を「550円」に、「255円」を「280円」に改める。

第17条第1項中「及び第17条の3」を「及び第17条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から、第1条の規定（給与条例第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給 与 の 内 払)

- 3 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 給 与 条 例 の 規 定 を 適 用
す る 場 合 に は 、 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 給 与 条 例
(城 南 衛 生 管 理 組 合 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部
を 改 正 す る 条 例 (平 成 2 8 年 城 南 衛 生 管 理 組 合 条 例 第
5 号 。 以 下 こ の 項 に お い て 「 平 成 2 8 年 改 正 条 例 」 と
い う 。) 附 則 第 4 項 か ら 第 7 項 ま で の 規 定 に 基 づ い て
支 給 さ れ た 給 料 を 含 む 。) の 規 定 に 基 づ い て 支 給 さ れ
た 給 与 は 、 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 給 与 条 例 の 規
定 に よ る 給 与 (平 成 2 8 年 改 正 条 例 附 則 第 4 項 か ら 第
7 項 ま で の 規 定 に よ る 給 料 を 含 む 。) の 内 払 と み な す 。
- 4 前 項 に 定 め る も の の ほ か 、 こ の 条 例 の 施 行 に 関 し 必
要 な 事 項 は 、 管 理 者 が 別 に 定 め る 。

提 案 理 由

国 家 公 務 員 の 給 与 等 に 関 す る 人 事 院 勸 告 に 準 じ 、 本 組
合 職 員 の 給 与 の 改 定 等 を 行 う ほ か 、 通 勤 手 当 の 改 定 を 行
う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま す 。

議案第6号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「場合においては100分の155」を「場合には100分の155」に、「場合においては100分の170」を「場合には100分の175」に改める。

第 2 条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 2 項中「100 分の 155」を「100 分
の 157.5」に、「100 分の 175」を「100
分の 172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2
条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任
副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」
という。）第 5 条第 2 項の規定は、平成 29 年 12 月
1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の
規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の
給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手
当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみ
なす。

提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数につい
て所要の改正を行うため、本案を提案するものでありま
す。

議案第7号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の
一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部
を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成30年3月28日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の
一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部
改正）

第1条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（
昭和37年城南衛生管理組合条例第15号）の一部を
次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条、第5条、第5条の2関係）

| 退職理由 | 第3条 | | | 第4条 | | 第5条 | 第5条の2 |
|------|----------|---|--------------------|--|---|----------------------|-----------|
| | 普通退職 | | | 長期勤続後の退職 | | 整理退職等 | 特別希望退職 |
| | 自己都合 | 11年未満勤続 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による傷病 任期満了 | 公務外の傷病（通勤による傷病を除く） | 11年以上25年未満 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による傷病 任期満了 | 25年以上 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による傷病 任期満了 | 整理 公務上の傷病又は死亡 | |
| 勤続年数 | | | | | | | |
| 1 | 0.5022 | 0.837 | 0.837 | | | 1.2555 | 0.837 |
| 2 | 1.0044 | 1.674 | 1.674 | | | 2.511 | 1.674 |
| 3 | 1.5066 | 2.511 | 2.511 | | | 3.7665 | 2.511 |
| 4 | 2.0088 | 3.348 | 3.348 | | | 5.022 | 3.348 |
| 5 | 2.511 | 4.185 | 4.185 | | | 6.2775 | 4.185 |
| 6 | 3.0132 | 5.022 | 5.022 | | | 7.533 | 5.022 |
| 7 | 3.5154 | 5.859 | 5.859 | | | 8.7885 | 5.859 |
| 8 | 4.0176 | 6.696 | 6.696 | | | 10.044 | 6.696 |
| 9 | 4.5198 | 7.533 | 7.533 | | | 11.2995 | 7.533 |
| 10 | 5.022 | 8.37 | 8.37 | | | 12.555 | 8.37 |
| 11 | 7.43256 | | 9.2907 | 11.613375 | | 13.93605 | 11.613375 |
| 12 | 8.16912 | | 10.2114 | 12.76425 | | 15.3171 | 12.76425 |
| 13 | 8.90568 | | 11.1321 | 13.915125 | | 16.69815 | 13.915125 |
| 14 | 9.64224 | | 12.0528 | 15.066 | | 18.0792 | 15.066 |
| 15 | 10.3788 | | 12.9735 | 16.216875 | | 19.46025 | 16.216875 |
| 16 | 12.88143 | | 14.3127 | 17.890875 | | 20.8413 | 17.890875 |
| 17 | 14.08671 | | 15.6519 | 19.564875 | | 22.22235 | 19.564875 |
| 18 | 15.29199 | | 16.9911 | 21.238875 | | 23.6034 | 21.238875 |
| 19 | 16.49727 | | 18.3303 | 22.912875 | | 24.98445 | 22.912875 |
| 20 | 19.6695 | | 19.6695 | 24.586875 | | 26.3655 | 24.586875 |
| 21 | 21.3435 | | 21.3435 | 26.260875 | | 27.74655 | 26.260875 |
| 22 | 23.0175 | | 23.0175 | 27.934875 | | 29.1276 | 27.934875 |
| 23 | 24.6915 | | 24.6915 | 29.608875 | | 30.50865 | 29.608875 |
| 24 | 26.3655 | | 26.3655 | 31.282875 | | 31.8897 | 31.282875 |
| 25 | 28.0395 | | 28.0395 | | 33.27075 | 33.27075 | 33.27075 |
| 26 | 29.3787 | | 29.3787 | | 34.77735 | 34.77735 | 34.77735 |
| 27 | 30.7179 | | 30.7179 | | 36.28395 | 36.28395 | 36.28395 |
| 28 | 32.0571 | | 32.0571 | | 37.79055 | 37.79055 | 37.79055 |
| 29 | 33.3963 | | 33.3963 | | 39.29715 | 39.29715 | 39.29715 |

| | | | | | | | |
|------|---------|--|---------|--|----------|----------|----------|
| 30 | 34.7355 | | 34.7355 | | 40.80375 | 40.80375 | 40.80375 |
| 31 | 35.7399 | | 35.7399 | | 42.31035 | 42.31035 | 42.31035 |
| 32 | 36.7443 | | 36.7443 | | 43.81695 | 43.81695 | 43.81695 |
| 33 | 37.7487 | | 37.7487 | | 45.32355 | 45.32355 | 45.32355 |
| 34 | 38.7531 | | 38.7531 | | 46.83015 | 46.83015 | 46.83015 |
| 35 | 39.7575 | | 39.7575 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 36 | 40.7619 | | 40.7619 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 37 | 41.7663 | | 41.7663 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 38 | 42.7707 | | 42.7707 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 39 | 43.7751 | | 43.7751 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 40 | 44.7795 | | 44.7795 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 41 | 45.7839 | | 45.7839 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 42 | 46.7883 | | 46.7883 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 43 | 47.709 | | 47.709 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 44 | 47.709 | | 47.709 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |
| 45以上 | 47.709 | | 47.709 | | 47.709 | 47.709 | 47.709 |

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛生管理組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員の退職手当支給水準の見直しに準じ、本組合職員の退職手当の改定を行うため、本案を提案するものであります。